

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律案

令和5年6月
法務省

経緯

- 平成29年6月「刑法の一部を改正する法律」が成立（同年7月施行）
（検討）
附則第9条 政府は、この法律の施行後3年を目途として、性犯罪における被害の実情、この法律による改正後の規定の施行の状況等を勘案し、性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- 平成30年4月～令和2年3月「性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査WG」
- 令和2年6月～令和3年5月「性犯罪に関する刑事法検討会」
- 令和3年9月16日 法制審議会に諮問
（令和3年10月～令和5年2月：刑事法（性犯罪関係）部会において調査審議）
- 令和5年2月17日 法務大臣に答申

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案の概要

概要

刑法の一部改正

- 「暴行」・「脅迫」、「心神喪失」・「抗拒不能」要件の改正
- いわゆる性交同意年齢の引上げ
- 身体の一部又は物を挿入する行為の取扱いの見直し
- 配偶者間において不同意性交等罪などが成立することの明確化
- わいせつの目的で若年者を懐柔する行為に係る罪の新設

刑事訴訟法の一部改正

- 公訴時効期間の延長
- 被害者等の聴取結果を記録した録音・録画記録媒体に係る証拠能力の特則の新設

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律案の概要

概要

- 性的な姿態を撮影する行為等に係る罪の新設
- 性的な姿態の画像等の複写物の没収
- 押収物に記録された性的な姿態の画像等の消去・廃棄

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案

刑法の一部改正

《強制性交等罪・強制わいせつ罪の要件の改正等》〔改正案176条・177条〕

- 「暴行」・「脅迫」、「心神喪失」・「抗拒不能」要件の改正
- いわゆる性交同意年齢の引上げ
- 身体の一部又は物を挿入する行為の取扱いの見直し
- 配偶者間において不同意性交等罪などが成立することの明確化

現行法

- 強制性交等罪(177条)
暴行又は脅迫を用いて、性交等をした者は、5年以上の有期懲役に処する。
13歳未満の者に対し、性交等をした者も、同様とする。
- 準強制性交等罪(178条2項)
人の心神喪失若しくは抗拒不能に乗じ、又は心神喪失若しくは抗拒不能にさせて、性交等をした者は、前条の例による。

法律案

【罪名】

強制性交等罪・準強制性交等罪(177条・178条2項) → 不同意性交等罪(改正案177条)

強制わいせつ罪・準強制わいせつ罪(176条・178条1項) → 不同意わいせつ罪(改正案176条)

【要件】(不同意性交等罪)

1 ①から⑧までの行為・事由その他これらに類する行為・事由により、同意しない意思を形成・表明・全うすることが困難な状態にさせ、又はその状態にあることに乗じて、性交等(※1)をした者は、婚姻関係の有無にかかわらず(※2)、5年以上の有期拘禁刑に処する。

- ① 暴行・脅迫
- ② 心身の障害
- ③ アルコール・薬物の影響
- ④ 睡眠その他の意識不明瞭
- ⑤ 同意しない意思を形成・表明・全うするいとまの不存在
- ⑥ 予想と異なる事態との直面に起因する恐怖又は驚愕
- ⑦ 虐待に起因する心理的反応
- ⑧ 経済的・社会的関係上の地位に基づく影響力による不利益の憂慮

2 行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ、若しくは行為をする者について人違いをさせ、又はそれらの誤信若しくは人違いをしていることに乗じて、性交等をした者も、1と同様とする。

3 16歳未満の者に対し、性交等をした者(当該16歳未満の者が13歳以上である場合については、その者が生まれた日より5年以上前の日に生まれた者に限る。)も、1と同様とする。

(※1)「性交等」=性交・肛門性交・口腔性交に加えて、膣・肛門に身体の一部(陰茎を除く。)又は物を挿入する行為であってわいせつなものも含む

(※2)配偶者間においても成立し得ることを明確化

法律案

○ 16歳未満の者に対する面会要求等罪

16歳未満の者に対し、次の行為をした者(当該16歳未満の者が13歳以上である場合については、その者が生まれた日より5年以上前の日に生まれた者に限る。)を罰する。

1 わいせつの目的で、①から③までのいずれかの手段を用いて面会を要求

① 威迫・偽計・誘惑 (1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金)

② 反復

③ 利益供与又はその申込み・約束

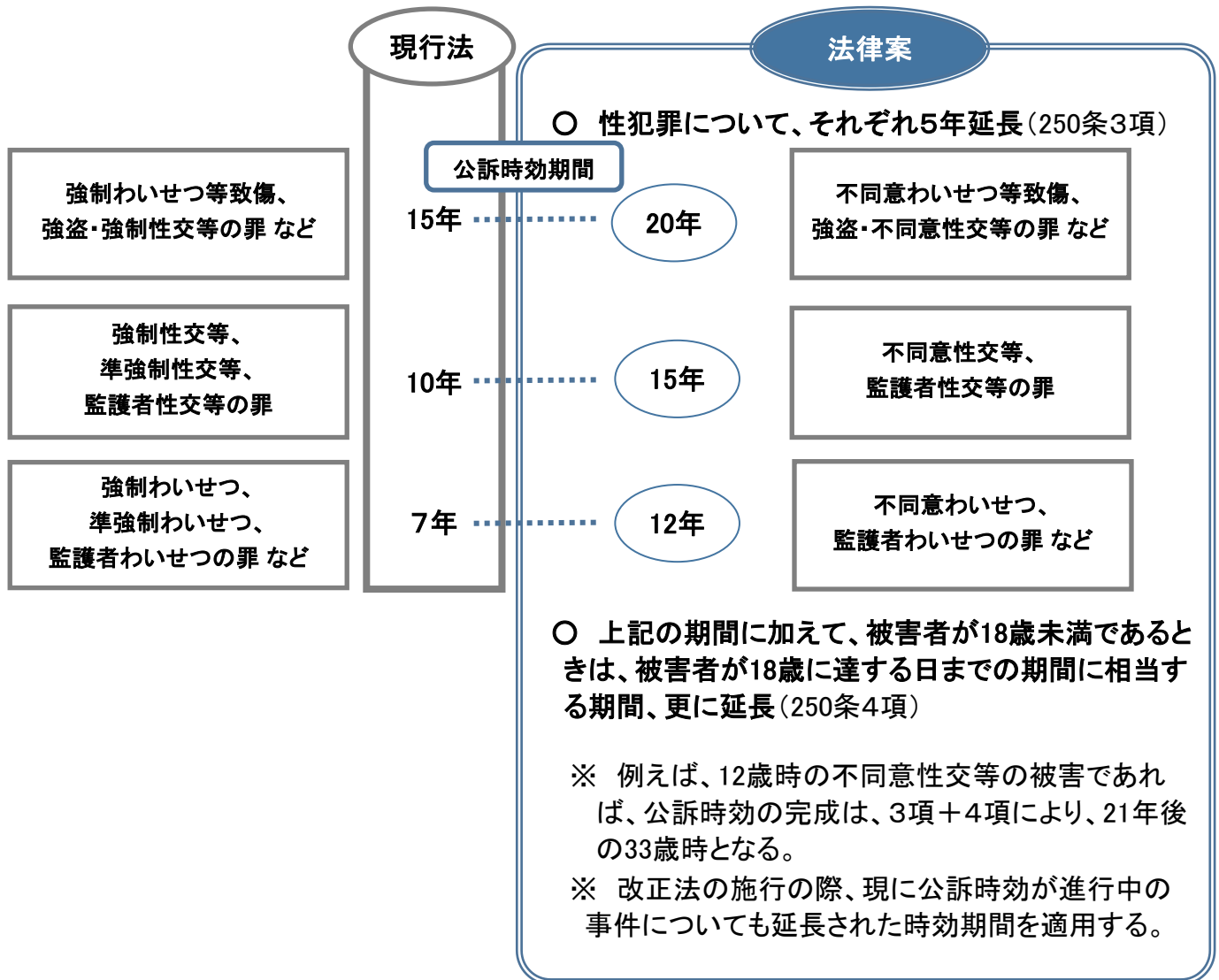
2 1の結果、わいせつの目的で面会 (2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金)

3 性交等をする姿態、性的な部位を露出した姿態などをもってその映像を送信することを要求

(1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金)

刑事訴訟法の一部改正

公訴時効期間の延長〔改正案250条3項・4項〕



聴取結果を記録した録音・録画記録媒体に係る証拠能力の特則の新設〔改正案321条の3〕

法律案

- 性犯罪の被害者等の供述を録音・録画した記録媒体は、次の要件をいずれも満たす場合に、証拠とすることができる。この場合、裁判所は、反対尋問の機会を与えなければならない。
- ・ 供述が、一定の措置(※)が特に採られた状況の下でされたものであると認めるとき
 - (※) ① 供述者の特性に応じて不安・緊張を緩和することなど十分な供述をするために必要な措置
 - ② 供述者の特性に応じて誘導を避けることなど供述の内容に不当な影響を与えないようにするために必要な措置
 - ・ 聴取に至るまでの状況その他の事情を考慮して相当と認めるとき

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律案

性的な姿態を撮影する行為等に係る罪の新設〔新法案2章〕

法律案

- 性的姿態等撮影罪（2条）（3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金）
 - ① 正当な理由がないのに、ひそかに、性的姿態等（性的な部位、身に着けている下着、わいせつな行為・性交等がされている間における人の姿態）を撮影
 - ② 不同意性交等罪の規定と同様の行為・事由により、同意しない意思を形成・表明・全うすることが困難な状態にさせ、又はその状態にあることに乗じて、性的姿態等を撮影
 - ③ 行為の性質が性的なものではないとの誤信をさせ、若しくは特定の者以外の者が閲覧しないとの誤信をさせ、又はそれらの誤信をしていることに乗じて、性的姿態等を撮影
 - ④ 正当な理由がないのに、16歳未満の者の性的姿態等を撮影（※）
（※）当該16歳未満の者が13歳以上である場合には、その者が生まれた日より5年以上前の日に生まれた者が撮影する場合
- 性的影像記録提供等罪（3条）
 - ① 撮影罪又は記録罪に当たる行為による性的姿態等の画像（性的影像記録）を提供
（3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金）
 - ② 性的影像記録を不特定・多数の者に提供又は公然と陳列
（5年以下の拘禁刑又は500万円以下の罰金）
- 性的影像記録保管罪（4条）（2年以下の拘禁刑又は200万円以下の罰金）
提供又は公然陳列の目的で、性的影像記録を保管
- 性的姿態等影像送信罪（5条）（5年以下の拘禁刑又は500万円以下の罰金）
不特定・多数の者に、撮影罪の①から④までと同様の方法で、性的姿態等の影像を送信（ライブストリーミング）
- 性的姿態等影像記録罪（6条）（3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金）
撮影罪の①から④までと同様の方法で影像送信された性的姿態等の影像を、情を知って記録

性的な姿態の画像等の複写物の没収〔新法案3章〕

法律案

- 刑罰(付加刑)として、①・②(複写物)も没収することができる(8条)。
 - ① 撮影罪又は記録罪の犯罪行為により生じた物の複写物
 - ② いわゆるリベンジポルノ法違反の罪の犯罪行為を組成した物等の複写物

押収物に記録された性的な姿態の画像等の消去・廃棄〔新法案4章〕

法律案

- 検察官が保管する押収物に記録されている対象画像(※)について、行政手続として、次の措置をとることができる。
 - ・ 電磁的記録の対象画像
 - 電磁的記録の消去又は押収物の廃棄(10条1項)
 - ・ それ以外の対象画像
 - 押収物の廃棄(10条2項)
 - ・ いわゆるリモートアクセス捜査のアクセス先に残存する電磁的記録の対象画像
 - 電磁的記録の消去命令(11条)
- (※) 対象画像
 - ① 撮影罪又は記録罪に当たる行為により生じたもの
 - ② いわゆるリベンジポルノ法の画像
 - ③ 児童ポルノ
- 対象画像の消去等のための手続保障に関する規定
 - ・ 対象画像が帰属する者等に対する聴聞の手続(17条)
 - ・ 対象画像以外の電磁的記録の複写・交付の手続(18条)
 - ・ 消去の決定等に対する不服申立ての手続(26条等)